

辻議員（共産）

平成27年12月10日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）定数内臨時的任用者の採用理由と任期について

臨時的任用とはどのような場合に採用され、任期はどうなっているのか、教育長に伺う。

（答）

定数内臨時的任用者は、見込みを超える早期辞職者が生じた場合や、年度当初に学級数が増加した場合など、定数に欠員が生じた場合に採用しているものでございます。

任期は、法令の規定によりまして、6月を超えない期間とされており、また、6月を超えない範囲で1回の更新ができることとなっております。